

## 行政処分の公表

当社は中国運輸局岡山運輸支局より下記の処分を受けました。  
お客様に多大なるご迷惑をおかけいたしまして、深くお詫び申し上げます。  
今回の処分を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて、法令の遵守および輸送の安全確保を徹底し、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

### 記

1. 対象営業所 両備バスカンパニー倉敷営業所
2. 処分内容 事業用自動車（貸切バス）の使用停止 10日車
3. 違反の内容 ①有効な自動車検査証の交付を受けていない事業用自動車を運行の用に供していた。  
②点呼の記録の記載事項に不備があった。
4. 当該処分に基づき講ずる措置  
ヒューマンエラーを防止するために、始業点呼時に車検有効期限を確認するシステムを導入します。
5. 処分を受けた日 平成29年5月31日

以上